

(社)鶴見法人会
Hot Line

2010

7

July



No.503

SCHEDULE

平成22年7月～9月

主要行事予定

日時	行事名	場所
7月		
2日(金) 17:00～	厚生委員会	法人会会議室
2日(金) 18:00～	市場北・市場中支部合同幹事会	都
5日(月) 19:00～	青年部会正副部会長会議	法人会会議室
6日(火) 18:00～	税制委員会	法人会会議室
10日(土) 9:00～	駒岡支部会員バス研修会	東京方面
11日(日) 6:30～	青年部会7月ファミリー例会	氷川国際ます釣場
12日(月) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室
13日(火) 18:00～	40周年実行委員会	横浜ベイシエラトン
14日(水) 17:30～	第1回法人会セミナー 受付17:30 開会18:00	法人会会議室
16日(金) 18:00～	第12回フラットルームWant亭	法人会会議室
22日(木) 7:30～	ファミリー研修会	鴨川シーワールド
22日(木) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
27日(火) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
31日(土) 9:15～	県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」	丹沢山ヤビツ峠
8月		
2日(月) 19:00～	青年部会正副部会長会議	法人会会議室
4日(水) 18:00～	事業委員会	場所未定
9日(月) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室
18日(水) 18:00～	組織委員会	ホテルパークレーン
21日(土) 10:00～	鶴見川サマーフェスティバル	佃野公園周辺
23日(月) 17:00～	常任役員会	法人会会議室
24日(火) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
9月		
6日(月) 19:00～	青年部会正副部会長会議	法人会会議室
10日(金) 18:30～	組織委員会主催研修会	ホテルキャメロットジャパン
13日(月) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室
14日(火) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
15日(水) 17:30～	第2回法人会セミナー 受付17:30 開会18:00	法人会会議室
16日(木) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
16日(木) 14:30～	県法連女性部会連絡協議会	新横浜国際ホテル
28日(火)	第27回法人会全国大会・熊本大会	グランメッセ熊本

Profile

(有)カードックセンターキノ

●駒岡支部

●取締役社長 木野 正則 氏

●長女 木野 栄恵さん

桐朋学園芸術短期大学

専攻科 音楽専攻

日本音楽専修 2年在学中

三味線(芸名:杵屋 勝綺代)

薩摩琵琶 専攻

●趣味/声楽・クラシックバレエ・

タップダンス・日本舞踊

撮影 (有)セントラルスタジオ

撮影場所 獅子ヶ谷市民の森



INDEX

第40回通常総会開催	1
・平成22年度事業計画	2
・感謝状並びに記念品贈呈者名簿	3
・平成21年度収支計算書総括表	4
・平成22年度収支予算書総括表	5
平成23年度税制改正要望書	6～7
理事会報告/常任委員会	8
事業レポート	9～10
これからの主な催し	11
鶴見ガイドあれこれ	12
あんな話、こんな話	13
署からのお知らせ	14～16
新入会員紹介	17

独身時代の思い出に、表紙のお嬢様募集中！

第40回 通常総会開催

5月18日(火)ホテルキャメロットジャパンにて、第40回通常総会を開催し、仲川副会長の開会の言葉に続き、長谷川会長のあいさつは「昨年の総会におきまして、会長を仰せつかりまして1年が過ぎました。この間会員の皆様のご支援、ご協力をいただき、また署の皆様からはご指導いただき、副会長、委員長、部会長、支部長の皆様に支えられてなんとか無事に務めさせていただきましたこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。この1年間副会長4名の体制でしたが、4名では副会長が忙しすぎるとのことで、定款第14条第3項に会長、副会長は理事の互選により選任できるとございますので、去る3月23日開催の理事会におきまして新しく3名に副会長を選任させていただきましたのでご紹介いたします。相川良一総務財政担当副会長、遠藤一郎組織担当副会長、大島正之広報担当副会長でございます。さらに相川副会長には創立60周年・社団化40周年実行委員長をお願いしております。平成22年度はただいまご紹介申し上げました3名を加え、副会長7名体制にて運営してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。さて、本年は鶴見法人会創立60周年・社団化40周年を迎え、現在周年行事実行委員会が記念式典の準備を進めておりますが、記念式典を11月5日(金)午後4時より横浜ベイシェラトンホテル&タワーズにて開

催させていただく予定でございます。当日は大勢の会員の皆様とお祝いをしたいと思っておりますので、ご参加をお待ちしております。また、昨年は組織基盤の充実のため組織委員長を中心といたしまして支部再編をお願いして参りました。後ほどご審議いただきますが予算案の中に支部活動費の増額を入れてございます。支部活動費を会員のために有効に使っていただくためにも、支部会員数の平準化が必要と考えておりますので、本年も引き続き支部再編にご協力をお願いしたいと思っております。結びとなりますが、会員企業のますますのご発展を祈念申し上げるとともに、22年度もご支援、ご協力をお願い申し上げます。」と述べられた。続いて功労者表彰に移り、感謝状・記念品の贈呈がおこなわれた。

第一部総会では、会長が議長を務め平成21年度事業報告、収支決算報告、会計監査、平成22年度事業計画案、収支予算案、周年行事積立金取崩し、公益社団法人移行についての審議がおこなわれ承認された。議事終了後、岡田鶴見税務署副署長よりご祝辞をいただいた。

第二部懇親会では、ご来賓を代表して植田鶴見区長、高橋東京地方税理士会鶴見支部長、片野田大同生命保険(株)新横浜支社長よりご祝辞をいただき、佐藤神奈川県税務所副所長の乾杯のご発声により懇親会を開催した。



総会第一部
長谷川勝一 会長



総会第一部
鶴見税務署副署長
岡田安常 様



総会第二部
鶴見区長
植田孝一 様



総会第二部
東京地方税理士会
鶴見支部長 高橋正様



総会第二部
大同生命保険(株)
新横浜支社長 片野田仁様

平成22年度 事業計画

平成22年4月 1日

平成23年3月31日

基本方針

1. 組織の拡充強化

健全な納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強運動により組織強化を図るとともに組織の質的向上に努める。

2. 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行なうとともに、会員の税制改正要望意見を結集し、上部組織を通じ関係当局に対して強力に税制改正要望を行なう。

3. 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与するとともに、会員総意の要望意見を反映させる。

4. 企業経営の健全化

企業経営の健全な発展を期し、企業の合理化、生産性の向上を図るため、経営、経理等に関する知識の普及、納税道義の向上に努める。

支部では会員の動員、活動費の面において事業を実施するのがむずかしいのではないかと恐れ、再編により会員数が増えると活動費についても現状より増額となるため、会員のみならず一般の方々を対象とした事業を企画、実施していくには、支部再編が必要と思われるので、支部活性化と充実を図るため支部再編を推進する。

②各支部は、支部幹事会を年2回以上、会員研修会を年1回以上開催するよう努める。

3. 事業活動の充実

会員の資質の向上を図るため、より多くの会員の参加が見込まれる研修会、講演会等を開催する。

4. 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、読み易く、内容の更なる充実を図り、会員に親しまれるものとする。

5. e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム(e-Tax)について、会として、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」利用目標を役員利用率70%と定め積極的に推進をおこなう。

6. 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動および会員増強の必要性から、鶴見区納税貯蓄組合連合会、鶴見青色申告会、東京地方税理士会鶴見支部、横浜小売酒販組合鶴見支部、鶴見間税会の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

7. その他

①地域社会貢献運動の推進

今年度も、11月の鶴見区民文化祭に呼応し「女性部会チャリティーバザー」をおこない、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する予定である。また青年部会では、11月に区内の子供たちに各所・旧跡をたずねて「鶴見」という町を知ってもらう趣旨と税金クイズ等を通じて、税の啓発活動の場として「トレジャーハンティングinつるみ」を開催する予定である。

②11月の「税を考える週間」では、協賛事業として、JR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催し、会員はもちろん広く地域の方々にも積極的な参加を呼び掛け、税の啓発活動をおこなう。

重点項目

1. 組織基盤の強化

①組織基盤を確固たるものとするためには、組織の充実が必要であり、役員・支部幹事一同が会員増強運動に取組み、期末2,500社台復活、会員加入率50%達成を目標として、推進する。

②依然として会員減少傾向にある。この実情を踏まえて、魅力ある法人会を構築し、会員相互の連携を密にして、会全体が協力して退会防止に努める。

2. 支部活動の活性化

①法人会として基本的な方向性は、税を中心とした公益事業を展開するため「公益社団法人」となることであり、公益社団法人の認定を受けるにあたり「公益的事業を主としておこなうこと」などいくつかの要件をクリアすることが必要とされています。要件の中でも「公益事業(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与)50%以上おこなうこと」という要件をクリアするためには、親会の事業だけではなく各支部におかれても事業をおこなうことが必要であり、現状の会員数が少ない

感謝状並びに記念品贈呈者名簿

(順不同)

社団法人 鶴見法人会 会長感謝状・記念品贈呈者

1 退任理事

三協軽金属工業株式会社 八 田 昇 様

2 退任幹事

有限会社伊勢屋酒店 服 部 嘉 克 様

株式会社白崎電機 白 崎 英 男 様

有限会社中屋酒店 畑 芳 夫 様

3 会員増強キャンペーンに伴う支部表彰

第一位 鶴見中央支部

第二位 潮田中支部

第三位 潮田東支部・矢向江ヶ崎支部

4 会員増強に伴う個人表彰

合名会社宮田家具店 岡 野 圭 佑 様

宮崎運輸株式会社 宮 崎 啓 治 様

大同生命保険株式会社 田 中 眞由美 様

大同生命保険株式会社 鈴 木 和 江 様

大同生命保険株式会社 福 本 緑 朗 様

大同生命保険株式会社 富 上 美 香 様

社団法人 神奈川県法人会連合会 会長感謝状・記念品贈呈者 大型保障制度推進功労者

株式会社南旺社 本 田 佐重子 様

株式会社章夫商事 長谷川 勝 一 様

有限会社モリタ自動車工業 森 田 洋 司 様

松浦企業株式会社 松 浦 泰 弘 様

池谷ホーム株式会社 池 谷 良 昭 様

株式会社菊池商事 菊 池 久仁恵 様

株式会社伊藤興業 弥 政 忠 義 様

平成21年度収支計算書総括表

自 平成21年4月1日 ～至 平成22年3月31日

(単位:円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	16,639	0		16,639
② 特定資産運用収入	199,246	0		199,246
③ 会費収入	30,943,305	0		30,943,305
④ 事業収入	12,964,203	837,912		13,802,115
⑤ 補助金収入	5,020,463	0		5,020,463
⑥ 推進費収入	0	9,939,000		9,939,000
⑦ 雑収入	104,407	0		104,407
⑧ 繰入金収入	1,773,433	0	1,773,433	0
【事業活動収入計】	51,021,696	10,776,912	1,773,433	60,025,175
2. 事業活動支出				
① 事業費	35,717,928	4,734,093		40,452,021
② 管理費	14,460,504	4,269,386		18,729,890
③ 繰入金支出	0	1,773,433	△1,773,433	0
【事業活動支出計】	50,178,432	10,776,912	△1,773,433	59,181,911
【事業活動収支差額】	843,264	0	0	843,264
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	0		0
周年行事付引当資産取崩収入	0	0		0
【投資活動収入計】	0	0		0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	3,029	0		3,029
周年行事引当資産取得支出	0	0		0
会館建設引当資産取得支出	0	0		0
退職給付引当資産取得支出	3,029	0		3,029
固定資産取得支出	0	0		0
什器備品購入支出	0	0		0
【投資活動支出計】	3,029	0		3,029
【投資活動収支差額】	△3,029	0		△3,029
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0		0
【財務活動収入計】	0	0		0
2. 財務活動支出	0	0		0
【財務活動支出計】	0	0		0
【財務活動収支差額】	0	0		0
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0		
当 期 収 支 差 額	840,235	0	0	840,235
前期繰越収支差額	14,666,837	0	0	14,666,837
次期繰越収支差額	15,507,072	0	0	15,507,072

平成22年度収支予算書総括表

自 平成22年4月1日～至 平成23年3月31日

(単位:円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	10,000	0		10,000
② 特定資産運用収入	160,000	0		160,000
③ 会費収入	29,450,000	0		29,450,000
④ 事業収入	12,521,000	780,000		13,301,000
⑤ 補助金収入	4,921,400	0		4,921,400
⑥ 推進費収入	0	9,464,700		9,464,700
⑦ 雑収入	114,000	0		114,000
⑧ 繰入金収入	471,480	0	△471,480	0
【事業活動収入計】	47,647,880	10,244,700	△471,480	57,421,100
2. 事業活動支出				
① 事業費	58,301,860	4,924,140		63,226,000
② 管理費	18,083,920	4,849,080		22,933,000
③ 繰入金支出	0	471,480	△471,480	0
【事業活動支出計】	76,385,780	10,244,700	△471,480	86,159,000
【事業活動収支差額】	△28,737,900	0	0	△28,737,900
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	19,300,798	0		19,300,798
周年行事引当資産取崩収入	19,300,798	0		19,300,798
【投資活動収入計】	19,300,798	0		19,300,798
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	0	0		0
周年行事引当資産取得支出	0	0		0
会館建設引当資産取得支出	0	0		0
退職給付引当資産取得支出	0	0		0
固定資産取得支出	300,000	0		300,000
什器備品購入支出	300,000	0		300,000
【投資活動支出計】	300,000	0		300,000
【投資活動収支差額】	19,000,798	0		19,000,798
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0		0
【財務活動収入計】	0	0		0
2. 財務活動支出	0	0		0
【財務活動支出計】	0	0		0
【財務活動収支差額】	0	0		0
IV 予備費支出				
予備費支出	5,769,970	0		5,769,970
当 期 収 支 差 額	△15,507,072	0	0	△15,507,072
前期繰越収支差額	15,507,072	0	0	15,507,072
次期繰越収支差額	0	0	0	0

平成23年度税制改正要望事項

基本事項

1. 地方分権税制・都市提携税制の確立

【小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲】

財政赤字縮小のために補助金と地方交付税の削減及び地方自治体への税源の移譲を同時に実施する三位一体改革が必要で、税制改正の中心点は市町村への事業と税源の移譲である。

【市町村合併の利点と欠点】

行政コスト削減のために市町村合併が盛んにおこなわれた。その欠点もあり、周辺地域は寂れ、格差が拡大する。地域の歴史、文化、各種伝統行事の特徴も失われる恐れもある。

【東京23特別区】

世田谷区は人口増加で大田区は羽田空港の埋め立てで規模が拡大した。合併より独立性を高めた方が発展に繋がるため、特別区の廃止という意見に対し住民の反発が大きかった。

【横浜市、川崎市等の政令都市】

区民が税金を使う行政サービスに意志を反映させるため、区長を選挙で選ぶ制度にしたい。

【市町村連合】

民主主義の視点から市町村合併を見直し、市町村連合による行政コスト削減が求められる。

【スウェーデンの市町村連合ランスティング】

ランスティングが公立病院や福祉施設の管理運営などの行政をおこなっている。

【欧米の小規模自治体】

日本では市町村合併により規模を拡大したが、欧米の基礎自治体は規模がずっと小さい。

【アメリカの自治体】

アメリカでは市町村は自由に結成され、行政サービスも多様で市町村を跨る専門サービス型の自治体がある。各住民の都合に合う税制と行政サービスを

希望し、引越して選択可能である。

【多様な税制と行政サービスの選択】

日本でも多様な税制と行政サービスの選択が求められる。行政は基礎的な小自治体が分担し、単独小自治体では出来ないものは多様な自治体連合でおこなうのが理想である。

【住民自治、免税で栄えるオランダ自治領】

オランダ諸島の住民はスウェーデン系でフィンランド自治領である。スウェーデン政府は帰属を求めたが、これまでの経済発展を踏まえ住民投票により自治領存続が選択された。

【世界に先駆けた福祉サービスで知られる自由都市ドブロブニク】

中世の小都市国家のドブロブニクは中立を守り中継海運貿易で経済発展した。福祉が充実し、自治、自律、自由のある都市行政で栄えた。

2. 移民税制の確立

【少子高齢化対策、移民税制の確立】

少子化による労働力不足を外国からの移民により解消する。

【移民受け入れ自治体の財政自立】

移民には地域社会の受け入れ努力が必要で、税源と事業を自治体に移譲し強化する。

【従属国家】

先住民族、少数民族の伝統文化を守り、民族自決の権利を承認し尊重する。

3. 国境を越えた自治体の提携と共同租税地域

- (1) ふるさと納税を外国の市町村にも適用すること
- (2) 共同租税地域の創設

【輸出加工区】

発展途上国に多国籍企業が地元経済と関連が希薄な輸出目的の工業団地を誘致する。

【急速に拡大するサービス分野のアウトソーシング】

IT技術を使い海外に居住する労働者に日本国内の

各種業務を行わせる。低賃金で国内工場を遠隔操作で稼働させるのはもはや夢ではない。

【中立地帯】【租借地】

日本国内に発展途上国と連携した中立地帯や租借地の特別区を作る方が製造業空洞化より日本にメリットがある。

(3) 参考としたい歴史的事例

【中世ヴェネツィアの外国船員】

海運業の発達したヴェネツィア商船では自前の船員ではとても足りず、保護貿易の見返りとして近隣の交易先から外国船員の調達をしていた。

【自由都市】

中世の東アジアとの交易で博多、桑名などの自治都市があった。経済発展のため商工業者の意見を取り入れられる自治都市を作り、その成長で税収の増加が期待出来る。

【ハンザ同盟の復活】

都市同士が国境を越えて提携する時代が始まる可能性がある。

個別事項

1. 地域社会を維持するコミュニティ税の創設

■**町内会の役割**／行政の基礎は町内会で民間団体として行政の末端を担い、今後の経済発展に必要な移民や外国人労働者の地域受け入れに重要な役割がある。

■**法人会の役割**／個人では町内会役員で、法人会会員としても地域を支えていることもある。

■**町内会・法人会・商工会議所等地域公益法人を存続させる、コミュニティ税により地域社会を守ること**／町会費を納めない住民もあり、町会費・法人会費などもコミュニティ税として個人・法人住民税に加算し地域社会を平等に維持すべきである。

2. 中小企業のため消費税の改正

下請け中小企業が製造した製品や部品が大企業により輸出される流れを明らかにすることで、中小企業の消費税も輸出で還付出来るよう改正を望む。

3. 退職給与引当金制度の復活

4. 法人税における欠損金の繰り戻しの再考

欠損金の繰越期間は7年であり、繰り戻しも7年とすることを望む。

5. 相続税の改正

相続税は国際的観点から廃止すべきである。または相続財産は取得価格を0円とし売却時に所得税課税すれば良い。廃止までは以下の改正を要望したい。

- ①基礎控除を現行の5千万円で据え置くこと
- ②事業承継税制の改正(自社株式課税価格の80%を猶予する事業承継税制は、継承者を1人としているので、すべての事業承継相続人にも適応すべきである。)
- ③家族事業組合(FLP)税制の創設
- ④自社株の売買時の「みなし配当課税」を廃止すること
- ⑤非上場株式の評価方式を改めること
- ⑥税制適格ストックオプションに取得費加算特例の適用すること
- ⑦オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること
- ⑧相続税における物納の見直し
- ⑨取引相場のない株式の物納要件の緩和

6. 証券金融税制の改正

- ①金融番号制度の創設(金融番号制度を導入し、不透明な取引を排除して金融立国を目指す。)
- ②主要株主短期譲渡益を当該企業の収益とすること

7. LLC、LLP税制の確立

8. 特別会計と監査の改革

9. 会計ソフト、税務ソフトのプラットフォームを作ること

10. キャリア制度の見直し

キャリアの選抜を改革し、現場経験が豊かで人格の優れた人間をキャリアとするバイパスの構築が望まれる。現場で人間形成をした人材を財務省のリーダーとすることが出来る。

理事会

4月26日(月)

法人会会議室にて、鶴見税務署より岡田副署長並びに署幹部2名のご出席を賜り、当理事25名が出席し開催した。

今回の議案は、第40回通常総会に上程する議案の審議をおこない承認された。

- 第一号議案 平成21年度事業報告承認の件
- 第二号議案 平成21年度収支決算報告承認の件
- 第三号議案 平成22年度事業計画案承認の件
- 第四号議案 平成22年度収支予算書案承認の件
- 第五号議案 周年行事積立金取崩に関する件
- 第六号議案 公益社団法人移行に関する件



6月11日(金) 公益社団法人移行に関する説明会

法人会会議室にて、講師に(株)AIPコンサルタンツの代表者並びに担当者をお迎えし「公益社団法人移行に関する説明会」を開催し、鶴見税務署より岡田副署長並びに署幹部2名のご出席を賜り、当理事20名が出席した。



常任役員会

4月19日(月)

1. 平成21年度収支決算について

別紙資料について説明、承認。4月26日開催の理事会に上程。

2. 平成22年度収支予算案について

別紙資料について説明、承認。4月26日開催の理事会に上程。

3. 第40回通常総会について

別紙資料の担当役割について報告。

シナリオ、タイムスケジュール等は次回委員会にて決める。

4. その他

●組織委員会

平成21年度会員増強キャンペーン報奨金

第一位 鶴見中央支部…5万円

第二位 潮田中支部…3万円

第三位 潮田東支部、矢向江ヶ崎支部…各1万円

・上記該当支部の支部長に功労者表彰式に出席いただくよう連絡する。

・公益社団法人を見据えて支部活動を活性化する為に組織委員会・総務財政委員会で「支部活動の仕方のマニュアル」を作成する。

・平成22年度支部活動費は21支部で振り分けをする。

・支部の年度末の残金を今後どの様に処理するか検討をする。

●税制委員会

今後税制改正要望事項等については、委員会にて検討して事項を常任役員会に提出する。

●厚生委員会

「経営者大型総合保障制度創設40周年キャンペーン」

→新規企業目標31社を達成しました。(H22. 3末)

ファミリー研修会 7月22日(木) 鴨川シーワールド

一泊研修会 10月30日(土)～31日(日) ホテル

ニューアカオ

6月8日(火)

1. 担当副会長役割分担について

浅賀副会長…事業委員会、税制委員会

仲川副会長…青年部会

森田副会長…厚生委員会、源泉部会

吉田副会長…女性部会

相川副会長…総務財政委員会

遠藤副会長…組織委員会

大島副会長…広報委員会

※支部の担当については、再編終了後とする。

2. 支部の再編について

現在の支部再編動きについて

●本町西・本町南／既に合併して新支部名「鶴見東」として新役員も決定済 口座も開設済

●矢向・矢向江ヶ崎／6/16に幹事会を開催。支部名、新役員について討議をする

●市場北・市場中／7/2に合同幹事会を開催し、準備を進めている。

●岸谷・東寺尾寺谷・東寺尾・北寺尾／6/11理事会(公益社団法人移行に関する説明会)以降、4支部合同幹事会を開催し、決定の運び。新支部名は「鶴見西支部」

●馬場上の宮・獅子ヶ谷／6/16に幹事会を開催し、合併について討議をする。(馬場上の宮)6/18に幹事会を開催し、合併について討議をする。(獅子ヶ谷)7月又は8月に合同幹事会を開催予定

3. その他

委員会部会報告事項

法人会セミナーの会場について、鶴見会館の閉館(H22. 11. 30)に伴い、法人会会議室で執り行うが事務局も含めてレイアウトを変更する必要性あり。



事業レポート

女性部会

第5回法人会全国女性フォーラム(岡山大会)

4月8日(木)・9日(金)

全国から約1600名の女性部会員が参加し、「岡山シンフォニーホール」で盛大に開催された。当部会から春山部会長、田島副部会長、北原副部会長の3名が参加した。今回は、第1部として財団法人桃太郎少年合唱団による合唱がおこなわれ、続いて女優の倍賞千恵子氏による「歌うこと、演じること、そして生きること」と題した記念講演がおこなわれた。



第9回・第10回・第11回フラットルームWant亭

4月22日(木)・5月28日(金)・6月9日(水)

各回とも午後6時より法人会会議室にて開催した。初めての参加の方は自己紹介・会社のPR等をおこない、その後フリートークキングの場となり、意見交換がおこなわれた。



青年部会

第31回通常総会

5月11日(火)

鶴見法人会青年部会は5月11日(火)鶴見パールホテル2F会議室において、第31回通常総会を開催した。当日の出席者は部会員51名、来賓18名、事務局2名の71名であった。

阿部副部会長の開会あいさつにより総会が始まり、続いて岡野部会長より部会長あいさつがあった。議長選出の後、議事に入り、第1号議案から第4号議案が満場一致で承認された。来賓紹介の後、来賓を代表して鶴見税務署長佐藤潤一様ならびに社団法人鶴見法人会会長長谷川勝一よりご祝辞を頂戴し、卒業者の古屋博人様・近藤松彦様・大村晃弘様に岡野部会長より記念品の授与が行われた後、一言あいさつをいただいた。斉藤副部会長の閉会の辞にて第1部総会は無事終了した。

第2部の懇親会では、平成21年度入会の部会員・22年度入会予定部会員による自己紹介、各委員会あいさつがあり、来賓の皆様や部会員で輪を作り今後の部会運営や情報交換など語りあった。



源泉部会

第28回源泉所得税研修会(開講式)

5月12日(水)

5月から11月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月12日(水)は受講者28名が出席し、鶴見税務署副署長岡田安常様をお迎えし、竹内源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



**厚生委員会
法人会釣り大会
5月29日(土)**

会員の「つり船隠居屋」さんより参加15名の釣り人を乗せ、朝8時に出航し、釣り場ポイントへ。腕に自信のある方は順調に釣り数を伸ばし、楽しみの時間はあっという間に過ぎ、沖上がりの時刻となった。戻った後、より大きな白ギス3匹の合計重量にて釣果を競いました。

優勝 池原 勝徳 パークレーン(株)
準優勝 小林 大介 小林商工(株)
第三位 石原 聡 アフラック代理店



**女性部会
日帰りバス研修会
6月11日(金)**

今年度から会費を頂き運営することになった女性部会で、初めての日帰りバス研修会。当日は梅雨入りも心配されましたが、まずまずの天候のなか39名の参加を頂き山梨へ。塩山にてさくらんぼ狩り、JAフルーツ山梨にて野菜の買い物、石和・ホテルふじにて甲州地鶏会席膳を頂き、せっかくの温泉地なのだからと少しの時間でしたが温泉を楽しんだ方もいらっしゃいました。午後は、マルスワインにて見学と試飲をし、甲斐大和・道の駅にて買い物を楽しみました。盛りだくさんの行程でしたが、皆様のご協力により親睦も深められ楽しく一日を過ごすことができました。大勢のご参加ありがとうございました。



**厚生委員会
生活習慣病検診(1日人間ドック)
6月2日(水)・3日(木)・4日(金)・5日(土)**

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を4日間にわたり実施し、今回は192名の方が受診されました。次回は11月又は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。



**源泉部会
第28回源泉所得税研修会(第二講)
6月9日(水)**

日本年金機構鶴見年金事務所担当官を講師にお迎えして、受講者26名が参加して「社会保険徴収事務」について健康保険、厚生年金保険料の算出等の研修会を法人会会議室にて開催した。

**厚生委員会
福利厚生制度推進連絡協議会
6月17日(木)**

ホテルパークレーンにて法人会福利厚生制度推進連絡協議会を43名が参加し開催した。大同生命保険(株)新横浜支社谷本課長より会員の皆様のご協力により平成21年度大型保障制度「新規企業」「取扱企業」「加人口数」の三冠王を達成した報告があり、その後福利厚生制度受託保険会社3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策について説明があった。



■ これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください！

coming soon!

● 駒岡支部会員バス研修会 ●

駒岡支部

7月10日(土)

駒岡支部では、会員の親睦を図るため、東京方面にてバス研修会を企画致しました。皆様、ご参加下さいますようお願いいたします。

● 青年部会7月ファミリー例会 ●

青年部会

7月11日(日)

青年部会では東京都奥多摩の「氷川国際マス釣場」にてファミリー例会を開催いたします。初夏の大自然の中で部会員の家族や従業員の方々と共に自然体験や共同作業をおこなうことにより部会員はもとより家族間や従業員間においても親睦と交流を広める事と共に青年部会の活動を理解していただき、さらなる青年部会の活性化に繋げる事を目的とします。

● 第1回法人会セミナー ●

事業委員会

7月14日(水)

演題「鶴見駅東口再開発等最新情報」

受付:午後5時30分 開会:午後6時00分

場所:法人会会議室 会費:500円

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社鶴見再開発事務所・鶴見区地域振興課・東日本旅客鉄道(株)横浜支社事業部開発課の担当者をお迎えして、「鶴見駅東口地区再開発事業について」「鶴見区民文化センター等公益施設の概要について」「鶴見駅ビルの建替えについて」のセミナーを開催致します。皆様、お誘い合わせのうえ、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

● ファミリー研修会(鴨川シーワールド) ●

厚生委員会

7月22日(木)

集合場所:金光教前

集合時間:午前7時30分(時間厳守)

定員:先着90名(バス2台分)

先着順ですので、お早めにお申込ください。

● 地域社会貢献活動「ふれあいの家」チャリティーバザー ●

生麦支部

8月29日(日)

生麦支部では、地域社会貢献活動として、ふれあいの家(生麦地区センター)にてチャリティーバザーをおこないます。皆様、奮ってご参加下さい。

● 第2回法人会セミナー ●

事業委員会

9月15日(水)

演題:「夢に向かいて」

講師:近藤 欽司 氏

受付:午後5時30分 開会:午後6時00分

場所:法人会会議室 会費:500円

今年度第2回目の「法人会セミナー」を開催致します。今回は鶴見在住で卓球の福原 愛選手を指導育成した近藤 欽司氏を講師にお迎えして「夢に向かいて」との演題でセミナーを開催いたします。皆様、お誘い合わせのうえ、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

● 源泉所得税研修会(第3講) ●

源泉部会

10月7日(木)

今回のテーマは「非課税とされる給与」で主な内容は「こんなものにも課税される?」「基本的な知識・事例等」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局まで申込ください。

● 税務研修会と健康講座のご案内 ●

女性部会

10月8日(金)

場所 鶴見会館2階

第1部

鶴見税務署長講演会 午後2時00分～2時45分

第2部

健康講座 ころとからだのエクササイズ

午後3時00分～4時30分

「きくち体操」 菊池 和子 先生

上台遺跡

皆さんは、「上台遺跡」という遺跡をご存知だろうか。この遺跡、ちょっと変わった所にあるのだが、周辺住民にさえ、あまり知られていない。そもそも遺跡自体、興味のある人が少ないのだと思うが、今回は、このちょっと変わった所にある遺跡を紹介したい。

下末吉6丁目にある寶泉寺の裏の坂道を上っていくと、その場所にたどり着く。そこにあるのは、末吉中学校。そう、この遺跡は、中学校の敷地内に復元されているのだ。

「下末吉遺跡」「宝泉寺台貝塚」とも呼ばれているこの遺跡は、昭和29年に、当時の末吉中学校の先生と生徒により、発掘が行われ、縄文中期(今から、およそ4500年前)と弥生後期(およそ1800年前)の竪穴住居を掘りあげた。竪穴住居跡からは、土器や石斧、石のおもりなどの石器が多く発見された。発掘した住居跡は埋め戻したが、現在、住居の壁、柱をいけた穴、囲炉裏の場所をプール脇の地表に示してある。また、発見された土器や石器は、図書室の前に、陳列・展示されている。

ちなみに三ツ池の周りの丘には、この他にも沢山の遺跡がある。特に上台遺跡から北北西500メートルの同一台地上には、昭和53年に発掘された「上台北遺跡」があ

る。発掘前の昭和33年には、この付近で耕作中に、全国的にも珍しい人面土器が発見されている。この人面土器や上台北遺跡出土の土器は、現在、鶴見区役所の1階ロビーに展示されている。こちらも鶴見区役所へ、お寄りの際には、是非、ご覧になっていただきたい。

それはさておき、筆者も末吉中学校出身なので、上台遺跡の存在は、さすがに知っていた。知ってはいたが、正直、まったく興味がなかった。なにせ、中学生当時といえば、思春期真っ只中である。思春期の少年には、勉強以外にも色々やる事があつた。遺跡なんかには構っていらなかったのである。

だから、現在の末吉中学校の生徒が、この遺跡に対して、無理やりにも興味を持ってなどは、言えない。だが、知っていた方がよいとは思ふ。敷地内に遺跡のある学校なんて、なかなかないのだから。その価値は、大人になり、少しずつ、わかっていくものなのだと思う。「うちの中学校には、遺跡があつたんだよね。」というように、時々、話のネタにしてみるのも良いのではないかな。そうすれば、遺跡は、母校で築いた思い出と共に、卒業生の心に生き続けるのではないかなと思うのである。



がんばる経営 応援します!!

横浜商工会議所 鶴見支部からのご案内

横浜商工会議所では、中小企業のための様々な事業や制度をご用意しています。

◎マル経融資

この制度は、横浜商工会議所の推薦を経ることで、無担保・無保証人、保証協会の信用保証なしで限度額1,500万円まで日本政策金融公庫の融資を受けることができる制度で、中小企業向け融資の代表的なもののひとつと言えます。

申込資格要件や申込手続き等につきましてはお気軽に当支部までお問合せ下さい。

◎日本政策金融公庫担当者による個別融資相談会

毎月第三木曜日に、横浜商工会議所鶴見支部において日本政策金融公庫・融資担当を招いて公庫融資の利用に関する相談会を無料で開催しております。資金繰りに関する相談等も受け付けております。

(要予約。当所会員以外の方でもご利用いただけます)

◎その他 資金調達について

金利等の優遇措置を利用したい、事業規模が大きい、多額の借入をしたい、経営内容が著しく悪化している等、中小企業のために、日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会や横浜市経済観光局などと連絡を取り合って、各種の融資制度のご紹介もしています。資金繰りや融資については、まず商工会議所までご相談下さい。

また、横浜商工会議所の会員様限定の制度としては、以下のような制度もございます。

- ①：市内に支店を持つ11の銀行・信用金庫の「ビジネスローン」、「クイックローン」と言われる融資の金利を会議所会員については優遇するという『連携融資』
- ②：横浜市信用保証協会と提携し、会議所会員については無担保保証限度額を拡大し、別枠1,000万円の保証が受けられる『横浜商工会議所 会員限定保証』

◎生命共済

「生命共済」は中小企業の経営者や従業員のため、怪我や病気など勤務時間外も24時間カバーする団体定期保険です。

この他に、経営者向けの年金積立制度として「年金共済」、従業員のための退職金積立である「特定退職金共済」を取扱っているほか、「かながわ県民共済」の紹介も行っています。

◎保険制度

商工会議所会員については料率の優遇される「PL保険」や「個人情報保護保険」にご加入いただけます。

◎専門指導員制度

法律相談・創業相談をはじめ、経営革新計画作成など各種の経営相談について、各分野の専門家(弁護士、弁理士、社労士、中小企業診断士など)による無料の相談を実施しています。

横浜商工会議所 鶴見支部

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-19-11 鶴見会館1階

TEL:045-502-4437 FAX:045-504-3329 <http://www.yokohama-cci.or.jp/>

平成22年度税制改正(法人税関係)について 《資本に関する取引等に関する改正》

平成22年度の税制改正において、資本に係る取引等に係る税制の見直しが行われました。

1 支配関係・完全支配関係

資本に係る取引等に関する税制の見直しに当たって、「支配関係」及び「完全支配関係」の定義規定について整備が行われました。

(1) 支配関係

支配関係とは、次の2つの関係をいいます(法二十二の七の五、法令4の2①)。

イ 当事者間の支配関係

一の者(一の法人又は個人をいいます。以下同じです。)が他の法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の50%超を直接又は間接に保有する関係

ロ 法人相互の支配関係

一の者との間に上記イの関係(当事者間の支配関係)がある法人間の相互の関係

(2) 完全支配関係

完全支配関係とは、次の2つの関係をいいます(法二十二の七の六、法令4の2②)。

イ 当事者間の完全支配関係

一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係

ロ 法人相互の完全支配関係

一の者との間に上記イの関係(当事者間の完全支配関係)がある法人間の相互の関係

(3) 関確定申告書の添付書類

平成22年4月1日以後に開始する事業年度から、他の法人との間に完全支配関係がある法人の確定申告書の添付書類に、当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図が追加されました(法規35 四、37 の12 五、改正法規附則2①)。

2 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

内国法人が譲渡損益調整資産を当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合に、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、それぞれ損金の額又は益金の額に算入することにより、その譲渡損益を繰り延べることとされました(法61の13①)。

なお、この繰り延べた譲渡損益は、当該譲渡損益調整資産を譲り受けた当該他の内国法人(以下「譲受法人」といいます。)において当該譲渡損益調整資産の譲渡、償却等の一定の事由が生じた場合には、当該譲渡損益調整資産を譲渡した法人(以下「譲渡法人」といいます。)においてその計上を行うこととなります(法61の13②)。

3 100%グループ内の法人間の寄附

内国法人が当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額がある場合には、その全額を損金不算入するとともに、当該他の内国法人が受けた受贈益の額についてその全額を益金不算入とすることとされました(法25の2、37②)。

4 100%グループ内の法人間の現物分配

内国法人が行う現物分配のうち、被現物分配法人がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるものを適格現物分配とし、適格現物分配による資産の移転をした場合は、当該適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとする制度が創設されました(法二十二の十五、62の5③)。

この場合において、被現物分配法人の資産の取得価額は当該帳簿価額に相当する金額とされ、また、被現物分配法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、各事業年度の所得の金額の計

算上、益金の額に算入せず、当該帳簿価額に相当する金額を利益積立金額に加算することとされます(法62の5④、法令9①四、123の6①)。

5 100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入(負債利子控除)

配当等の額の計算期間中継続して内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式又は出資を完全子法人株式等といい、完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除せず、その全額が益金不算入とされました(法23①④一⑤)。

6 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益

内国法人が、所有株式を発行した他の内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係があるものから、みなし配当の額が生ずる事由となる事由(みなし配当事由)により金銭その他の資産の交付を受けた場合又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなった場合には、その株式の譲渡対価の額は譲渡原価の額に相当する金額とされ、当該事由により生ずる株式の譲渡損益を計上しないこととされました(法61の2⑯)。

この場合の譲渡益相当額又は譲渡損相当額は、当該内国法人の資本金等の額に加算又は減算することとされました(法令8①十九)。また、当該他の内国法人が種類株式発行法人の場合には、資本金等の額に加算又は減算する金額は、発行済株式の時価総額に占める各種類株式の時価の割合により按分するなど計算規定の整備が図られました(法令8⑥)。

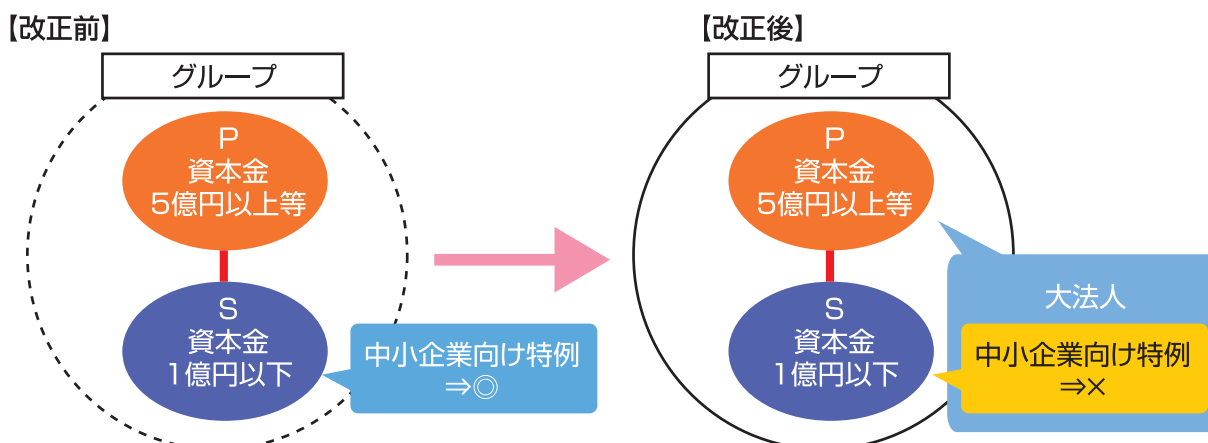
7 大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

法人のうち各事業年度終了の時ににおいて下記に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人については、次の(1)~(5)の中小企業向け特例措置が適用されないこととされました(法66⑥、67、81の12⑥、143⑤、法令139の6の2、189、措法42の3の2、57の10①、61の4①、66の13、68の8、68の59①、68の66①、68の98)。

記

- イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ロ 保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含みます。)
- ハ 法第4条の7に規定する受託法人

<大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し>



(注)本制度は、100%子法人に限らず、大法人による完全支配関係がある普通法人すべてがその対象とされています。

- (1) 軽減税率
- (2) 特定同族会社の特別税率の不適用
- (3) 貸倒引当金の法定繰入率
- (4) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- (5) 欠損金の繰戻しによる還付制度

8 清算所得課税の廃止等

清算所得課税が廃止され、清算中の内国法人である普通法人又は協同組合等について、通常所得課税が行われることとされました。

《その他の改正》

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の廃止
平成22年4月1日以後に終了する事業年度から、制度が廃止されました。

租税特別措置の適用額明細書の提出制度の創設

法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとするものは、適用額明細書をその法人税申告書に添付しなければならないこととされました(租特透明化法3)。

(1) 法人税関係特別措置

法人税関係特別措置とは、租税特別措置のうち措法第3章の規定によるものをいいます。なお、租税特別措置とは、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、措法(税負担を不当に減少させる行為の防止に関する特例等の規定を除きます。)により規定されたものをいいます(租特透明化法2① 一・二)。

(2) 適用額明細書

適用額明細書とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額など法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項を記載した一覧表をいいます(租特透明化法2①八)。

(3) 適用額明細書を添付しない法人等の法人税関係特別措置の不適用

適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用はありません(租特透明化法3②)。

ただし、適用額明細書の添付がない法人税申告書又は適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があった場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に不添付又は虚偽記載をしたと認められる場合を除いて、その適用額明細書に係る法人税関係特別措置を適用することができます(租特透明化法3③)。

〔適用時期等〕

平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用されます(租特透明化法附則2①)。

新 入 会 員 紹 介

平成22年4月～平成22年5月

支部名	法人名	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
潮田東支部	(株)ライトアップ	安達 稔	弁天町10-1	500-2218	自動車販売業	大同生命保険(株)
鶴見中央支部	(株)ヒューマンカインド	園田耕一郎	鶴見中央1-19-6(バスマンション103内)	810-3004	情報通信業	(有)福島屋酒店
鶴見中央支部	(有)NCS	長尾 健一	鶴見中央2-2-14-101	050-7538-8229	ソフトウェアの開発	申し出
鶴見中央支部	(株)AIPコンサルタンツ	石渡 宏道	鶴見中央2-13-18	502-1305	経営コンサルタント業	税理士法人アイ・パートナーズ
鶴見中央支部	(有)山手工業所	鈴木 英夫	逗子市沼間4-3-32	0468-71-6731		大同生命保険(株)
馬場上の宮支部	アドオン(株)	坂本 純	馬場1-6-30MKビル301	050-3462-3517	旗、幕、看板	新設法人説明会
獅子ヶ谷支部	(株)ミナージュ	三原 康司	獅子ヶ谷1-20-5	582-5063	ITコンサルタント	大同生命保険(株)
東寺尾支部	(株)テイクオフ	斎藤よし子	東寺尾3-22-4	574-5546		大同生命保険(株)
東寺尾支部	川崎保温工業(株)	大森 憲二	東寺尾3-22-4	574-0505	熱絶縁工事	大同生命保険(株)
上末吉支部	(有)道栄商事	道川 雅一	梶山2-18-44		不動産業	(有)宮田家具店
市場北支部	(株)彩康舎	岸 静夫	尻手2-7-13	583-3835	不動産賃貸業	大同生命保険(株)
市場北支部	(株)小泉食品	小泉 健二	元宮2-2-18	710-0311	食品卸	大同生命保険(株)

税務無料相談

第1・第3水曜日

相談日 7/7(水)・21(水)・8/4(水)・18(水)

時 間 午後1時

場 所 税理士会事務局(青色申告会館)

法律無料相談

第1・第3月曜日

相談日 7/5(月)

時 間 午後1時

場 所 横浜商工会議所鶴見支部

☆税務相談・法律相談される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

内藤労務管理事務所

〈併設〉 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

業
務
内
容

労務管理相談(採用から退職まで)
労災保険、雇用保険に関する事務の一切
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆人事、給与の秘密が保てます。
- ◆給与計算事務もおこなっています。

2010年日本APEC横浜開催

鶴見警察署からのお願い

21の国・地域の首脳が一堂に会するAPEC首脳会議は、国際テロ組織、反グローバリズムを掲げる過激な勢力、極左暴力集団、右翼等が「テロ・ゲリラ」や暴動等の事案を敢行する絶好の機会ととらえています。

神奈川県警では、同会議の開催に伴う各種不法事案を未然に防止し、県民生活の安全と安心を確保するため様々な対策を進めていきます。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

主要日程(リーダーズウィーク)

2010年11月

7日	日曜日	日本APEC最終高級実務者会合
8日	月曜日	
9日	火曜日	
10日	水曜日	第22回APEC閣僚会議
11日	木曜日	
12日	金曜日	
13日	土曜日	第18回APEC首脳会議
14日	日曜日	



～厚生委員会だより～

厚生委員長 松浦 泰弘

会員の皆様のご協力により

平成21年度大型保障制度
・新規企業・取扱企業・加入口数
目標達成 祝! 3冠王!

を達成いたしました。

引き続き



「経営者大型総合保証制度」
創設40周年記念キャンペーン実施中!

平成22年度の新規企業目標が35社に決定いたしましたので、引き続きご協力をお願いします。

標準保障額算定キャンペーン実施中!!
もし社長様に万一のことがあったら・・・
必要な保障額を“無料”算定致します。

大同生命の推進員が会員の皆様の企業を訪問した際には、ゆっくりとお話を聞いて頂けます様お願い申し上げます。